

# 平成29年度定期監察報告書(概要)

---

平成30年3月

国土交通省大臣官房監察官室

# 平成29年度定期監察の監察事項、対象機関及び実施方法

## ◆ 監察事項

- ① 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組
- ② コンプライアンスの徹底に関する取組
- ③ 災害応急対策の実施体制に関する取組

## ◆ 対象機関

国土技術政策総合研究所

地方整備局(北陸、近畿、四国、九州)、北海道開発局

地方運輸局(北陸信越、中部、近畿、九州) ※ 計10機関

(参考)平成28年度

地方整備局(東北、関東、中部、中国)

国土地理院

地方運輸局(北海道、東北、関東、中国、四国)

沖縄総合事務局開発建設部 ※ 計11機関

## ◆ 実施方法

- 監察対象機関である本局、事務所等に対し、事前に調査票を送付し、回答及び関係資料を受領
- 監察対象機関において、担当者に対するヒアリング及び現地の取組状況(機密情報管理等)の確認をするとともに、局長、事務所長等の幹部職員に対するヒアリングを実施
- 監察終了後、局長、副局長等の幹部職員に対し、監察結果を講評

## ◆ 平成29年度定期監察スケジュール

平成29年4月

平成29年7月～12月

平成30年3月

平成30年6月

平成29年度監察基本計画決定(国土交通大臣決定)

現地監察

報告書とりまとめ、報告書公表

対象機関より措置状況報告

## ◆ 監察のポイント

- 「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」に基づく地整等の取組の状況を確認するため当該事項を設定した。
- 監察に当たっては、取組計画において数値目標が設定された項目（超過勤務の縮減、休暇取得の促進、男性職員の出産・育児休暇取得、女性職員の採用・登用）を中心に本省で監察項目を設定し、これに基づき監察を行い、各地整等の取組状況を把握するとともに「各項目毎の目標値との対比」について整理した。
- 目標値の達成に向けて一層の取組が必要な項目もみられたところ、地整等においては、数値目標の達成状況の把握とともに、他機関が行った取組のベストプラクティスを共有する等により、今後とも継続した取組が望まれる。

国土交通省取組計画における数値目標について今年度監察対象地整等の状況

取組計画上の項目と目標値		全監察対象の 平均(10機関)	地方整備局等 (6機関)	地方運輸局 (4機関)	備 考
1. 超過勤務縮減	平成32年度までに週20時間超の職員割合 <b>0%</b> (枠内は一人あたり月平均超過勤務時間(平成28年度))	<b>19時間</b>	24時間	11時間	職員1人あたり月平均の超過勤務時間(平成28年度)
2. 休暇取得促進	平成32年までに <b>15日</b>	<b>12日</b>	13日	12日	職員1人あたりの年間取得日数(平成28年度)
3-1 男性職員の育児休業取得率	平成32年までに <b>13%以上</b>	<b>3.5%</b>	2.2%	5.5%	取得者数/取得対象者数(平成28年)
3-2 男性職員の育児・出産休暇取得日数	平成32年までに合計 <b>5日以上</b>	<b>2.2日</b>	2.0日	2.2日	取得休暇日数の合計/取得対象者数(平成28年)
4. 女性の採用拡大	毎年度 <b>30%以上</b>	<b>29.5%</b>	35.1%	21.0%	平成29年度
5. 女性登用 (地方機関課長・本省課長補佐相当職)	平成32年度末までに <b>5.4%以上</b>	<b>1.6%</b>	1.4%	1.9%	平成29年7月1日現在、5G及び6G職員を集計

# 監察事項①: 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組

## (1) 働き方改革(業務改善、超過勤務縮減、休暇取得促進、働く場所の柔軟化等)に関する取組

### 提示意見

#### ✓ 業務改善の更なる推進

他機関の好事例を参考として業務改善の推進に努めること。(会議の効率性の向上、資料作成の省力化、ペーパーレス化の推進、多様なテレビ会議の実施等)

### 推奨事例

#### ➤ ペーパーレス化による情報漏洩の防止

ペーパーレス化の推進、情報漏洩防止及び経費節減の観点から、特に入札・契約手続運営委員会関係の資料について、従来の紙による説明から電子機器を利用した説明に替えていた。  
(九州地方整備局)



#### ➤ タブレットPCの活用

ペーパーレス化及び簡易なテレビ会議が可能となるよう、タブレットPCの導入を積極的に行っていた。

(近畿地方整備局)



### 提示意見

#### ✓ 超過勤務縮減

所属長は、部下職員の業務遂行状況を常に把握するとともに、特定の職員に業務負荷がかからないよう、必要に応じて業務量の平準化を図るよう努めること。

### 推奨事例

#### ➤ 定時退庁日の工夫

「健康と家庭の日」が効果的に実施できるよう、当日においては、放送施設の活用及び管理職員の指導のほか、電子掲示板を活用し、始業時から終日まで職員への周知を行っていた。

(北陸信越運輸局)



# 監察事項①：女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組

## (2) 育児・介護等と両立して活躍できるための改革に関する取組

### 提示意見

#### ✓ 男性職員の出産・育児休暇取得の促進

男性職員が育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成を図るため、職員本人をはじめ、幹部職員・管理職員を中心に、更なる意識の啓発に取り組むこと。

### 推奨事例

#### ➤ 外部講師を招いたWLB講演会の開催

外部講師を招き受講対象に効果的な内容の講習会を開催し、配布資料は全職員が閲覧できるようイントラネットに掲示していた。

(近畿地方整備局 (港湾空港関係))



## (3) 女性の活躍推進に関する取組

### 提示意見

#### ✓ 女性の採用拡大の取組

技術系女性職員の採用数を増やすため、関係府省と連携して理工系大学を志す女性を増やす取組を強化するなど、きめ細やかな広報活動の実施に努めること。

### 推奨事例

#### ➤ 女性技官採用の工夫

工業高校や専門学校、理工系大学等に実際に足を運び、国土交通省・運輸局の仕事のやりがいを伝えるとともに、育児休業取得率100%など女性が活躍できる職場であることを積極的にアピールした結果、九州運輸局初の女性自動車技官を採用していた。

(九州運輸局)



### 提示意見

#### ✓ 女性の登用目標の達成に向けた取組

- ・女性職員三割採用世代の育成方針の策定を開始すること。
- ・キャリアパスモデルの提示による女性職員のキャリア形成支援、悩みや心配事の相談ができる体制を作ること。

### 推奨事例

#### ➤ キャリア形成支援等の工夫

研修効果を受講者一人にとどめることなく、他の女性職員にも広く還元するため、国土交通大学校「女性職員キャリアアップ研修」に参加した女性職員による報告・意見交換会を近接する二事務所合同で開催し、両事務所の女性職員全員が参加していた。

(四国地方整備局)



# 監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

## ◆ 監察のポイント

- H28年度に発生した中部地整事案を踏まえ、今年度から「コンプライアンスの徹底に関する取組」を設定した。
- 特に、地方整備局等の監察に当たっては、本省で監察項目とチェックリストを設定し、これに基づき監察を行ったうえで、各地方整備局等が他の地整等の取組状況を把握できるように、一覧表にて横並びで整理した。
- 各監察対象機関において、研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組、事業者・OBとの接触・対応に関する取組、機密情報管理の徹底に関する取組、許認可事務に関する取組等に関して積極的に取り組んでいたが、内容が十分とは言い難い取組が少なからずみられた。引き続き、取組の改善に努めつつ、継続的に取り組むことが望まれる。

## <入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組:地方整備局等>

### (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

#### 取組状況

- 北陸地方整備局及び北海道開発局においては、談合等に関与した場合の厳正な処分等、重点的に伝えるべき事項について、全職員を対象とする研修等の資料に盛り込んでいた。引き続き、取り組むことが必要な状況であった。
- 北陸地方整備局及び北海道開発局においては、全職員が年1回は入札契約事務に係るコンプライアンス研修等を受講することを目標に設定し、全職員の研修等の受講状況を把握していたが、未受講者へのフォローアップを行い、全職員に年1回は研修等を受講させるまでには至っていなかった。

#### 提示意見

- (事務所等、本局)
- ✓ 入札契約事務に係るコンプライアンス研修等の実施に際し、以下の事項を重点的に伝えること。
    - ・入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
    - ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等に巻き込まれることがあり得ること
    - ・過去の不祥事案及びその具体的な要因・背景
  - ✓ 研修等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること。
    - ・全職員に年1回以上、研修等を受講させることについて目標を設定すること
    - ・全職員の受講状況を把握すること
    - ・未受講者に受講させるための具体的な取組を行うこと

# 監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

## (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

### 取組状況

- 全ての監察対象機関において、事業者等との応接に際しては、原則として執務室外のオープンな場所において複数の職員により対応等していた。
- 全ての監察対象機関において、積算業務等を担当する課室の執務室において、常時、掲示により周知し、事業者等の自由な出入りを制限していた。
- 引き続き、取り組むことが必要な状況であった。

### 提示意見

(事務所等、本局)

- ✓ 発注担当職員は、事業者・OBとの応接に当たって、執務室の外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するなど、発注者綱紀保持規程に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること。
- ✓ 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室においては、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の自由な出入りを制限すること。

## (3) 機密情報管理の徹底に関する取組

### 取組状況

- 北海道開発局札幌開発建設部においては、情報を取り扱う者は異なっていたものの、同じ課室で積算業務と技術評価業務の両方の情報を取り扱っており、今後さらなる改善が望まれる状況であった。
- 一部の監察対象機関においては、「情報管理整理役職表」を適切に更新しておらず、また、「情報管理責任者」が、「情報管理整理役職表」によれば取り扱えないはずの情報についても点検を実施したと報告しており、適切な点検とは言い難い状況であった。
- 殆どの監察対象機関においては、発注事務に関する書類等及びデータについて、適切な管理を行っていた。

### 提示意見

(事務所等、本局)

- ✓ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保すること。
- ✓ 「情報管理整理役職表」については、適切に更新し、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと。また、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）及び媒体（文書、データ）並びに点検結果（適・否・対象外）を明示した点検表により点検すること。
- ✓ 発注事務に関する書類等について、文書化したものは「情報管理責任者」として記載されている者が施錠箇所にて管理し、データについては「情報管理責任者」が指定するサーバー内で管理すること。

# 監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

## (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

### 取組状況

- 全ての監察対象機関において、事務所ごとの応札状況の情報公開をしており、また、入札参加者数・落札率等に着眼して平素から応札・落札状況をみていた。
- 四国地方整備局及び九州地方整備局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、各地方整備局において事務処理手続を定めた規定とその運用に乖離があった。
- 一部の地方整備局からは、現在の規定通りに運用することは事務処理能力上難しいとの意見があった。

### 提示意見

(事務所等、本局)

- ✓ 本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること。
- 本省においては、規定の整備や運用にあたり、必要な指導、助言を行うこと。

## (5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による監査の実施について

### 取組状況

- 内容が十分とは言い難い取組が少なからずみられたため、全事務所等において、入札契約事務に係るコンプライアンスに関する取組についてより一層の徹底を図っていく必要がある状況であった。

### 提示意見

(本局)

- ✓ 本局においては、管内の全ての事務所等に対し、提示意見に対する取組状況について監査（2年または3年で一巡）を行い、実態についての的確に把握し、適切な取組がされていない場合には指導、助言のうえ、改善させること。

※来年度以降は、全事務所等における入札契約事務に係るコンプライアンスのさらなる徹底を図るため、各地方整備局等と連携し、取組状況のフォローアップを行っていく。



# 監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

## ＜許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組:地方運輸局＞

### (1)研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

#### 取組状況

- 全ての監察対象機関においては、新任職員研修、初任係長研修など節目の研修を活用し、コンプライアンス研修を実施していた。
- 全ての監察対象機関においては、職員一人ひとりにコンプライアンス意識が浸透するよう内容の工夫をしていた。
- コンプライアンス意識の高揚については、終わりが無いもので、引き続き続けていくことが必要。

#### 提示意見

- ✓ コンプライアンス違反が職員本人のみならず組織にも重大な影響を与えるとの認識の徹底を図る観点から、定期的に継続的に研修が行われるようルール化すること。
- ✓ 過去に生じた不祥事案について具体的に扱うことで、コンプライアンス違反が職員にとって身近な問題として起こりうると認識させるよう工夫すること。

### (2)事業者・OB等との接触・対応に関する取組(発注者綱紀保持規程の遵守)

#### 取組状況

- 全ての監察対象機関においては、発注者綱紀保持規程、公益通報制度の周知は行われていた。
- 内部での不正が発生した際に組織として早期に問題を把握し是正していくためにも、また、職員にコンプライアンス意識を持って業務にあたる必要性を認識させるためにも、発注者綱紀保持規程、公益通報制度を継続的に職員に対して周知することが必要。

#### 提示意見

- ✓ 発注者綱紀保持規程に定める発注に際しての事業者・OB等との接触・対応についてのルールや、公益通報・相談に関するルール及び担当窓口を職員に分かりやすい形で整理し、周知徹底を図ること。

### (3) 許認可事務に関する取組等

#### 取組状況

- 全ての監察対象機関において、標準処理期間及び審査基準をホームページで公表し、透明性確保に努めていた。
- 許認可件数が多い分野を中心に執行漏れを防ぐため複数の職員によるチェック、本局・支局間での情報共有、事案処理簿の作成などを行っていた。
- 許認可事務を適正に行うには、幹部によるコンプライアンス意識の高揚とヒューマンエラーが発生しないような更なる工夫が必要。

#### 提示意見

- ✓ 意図的なコンプライアンス違反が起こることがないように、幹部職員が日頃から職員管理・業務管理と職員への意識付けが大切だと認識をもち、職員が自信と誇りをもって職務を行う環境づくりに取り組むこと。
- ✓ 業務が遺漏なく適切に行えるよう本局・支局間で情報共有を図る、複数職員によるチェック体制を整えるなどヒューマンエラー防止に向けた取組を行うこと。

### (4) 適切な職務執行の実施に向けて必要となる取組

#### 取組状況

- 中部運輸局で、自動車ディーラーの団体職員が執務室内に立ち入り、自動車登録のための書類を整理していた。
- その後、中部運輸局は個人情報保護意識の再確認を図るなど再発防止対策をまとめ取組を行っている。

#### 提示意見

- ✓ 自動車の検査登録業務の執務室エリアに職員以外の者が立ち入ることは情報漏洩の危険が高まることから、昨年11月に本省自動車局から出された通達に従い適切な対応を行うこと。

# 監察事項③:災害応急対策の実施体制に関する取組

## ◆ 監察のポイント

- ▶ 「災害応急対策の実施体制に関する取組」については、TEC-FORCEに対する社会的な期待が高まる中で、職務環境の整備（ロジ等）等が適切に実施されているかについて、H28年度から今年度にかけて全ての地方整備局等において**監察を実施**した。
- ▶ 各監察対象機関においては、職務環境の整備については**必要なマニュアルの作成やそれを踏まえた取組を適切に実施**しているとともに、派遣者調整、効果的な広報、ノウハウの継承等に関する取組について、これまでの**大規模災害等への派遣を通じ様々な工夫や改善**を行っていることを確認した。
- ▶ 今後とも、継続的に取り組むことが望まれる事項等について意見を提示するとともに、**他の地方整備局等にとって参考となる取組の工夫等について推奨事例として紹介**した。

## (1) 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組

### 提示意見

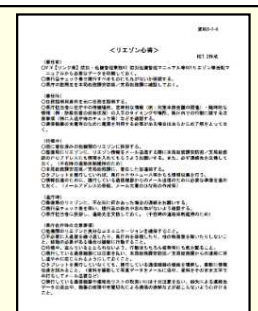
✓ 「TEC-FORCE活動標準マニュアル」等の不断の見直しを行うとともに、派遣中の職務環境の整備に関するロジ関係の具体的な事項、業務内容について当該マニュアル等の不断の見直しを行うこと。

✓ TEC-FORCE隊員の健康安全管理について、平成29年6月に国土交通省職員健康安全管理規則が改正されたこと等を踏まえ、派遣職員の健康安全管理の徹底に努めること。

### 推奨事例

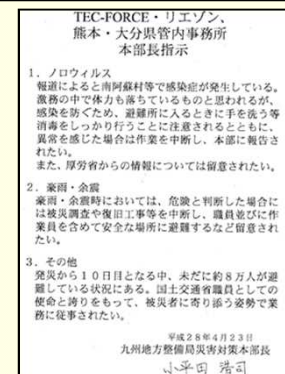
▶ 派遣先への着任前、着任時、待機時、退庁時等に隊員が注意すべき事項をまとめた「リエゾン心得」や、派遣先でのリエゾン活動のための具体的な業務内容等をまとめたマニュアルを整備していた。

(九州運輸局)



▶ 平成28年熊本地震において、災害対策本部長（九州地方整備局長）から安全管理に関する「本部長指示」と「緊急調査時の留意点」を発出し、他の地方整備局等からのTEC-FORCE隊員の安全確保の徹底を図っていた。

(九州地方整備局)



# 監察事項③:災害応急対策の実施体制に関する取組

## (1) 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組

### 提示意見

- ✓ TEC-FORCE等の受入れを想定し、引き続き、TEC-FORCE隊員の総合司令部等での業務に必要なOA機器等の環境整備等、必要な準備をしておくことが望ましい。

### 推奨事例

- TEC-FORCE等の受入れを想定し、TEC-FORCE等の派遣を要請した際に、派遣隊が円滑に活動環境を整えられるよう、TEC-FORCE隊員のTEC-FORCE総合司令部での業務に必要なOA機器等（LANに接続されたPC、複合機、多重無線等）を準備していた。  
(北海道開発局、四国地方整備局)



- TEC-FORCE等の受入れを想定し、平成22年に「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等受援マニュアル」を策定し、受援時の具体的な事項を整理していた。  
(四国地方整備局)



## (2) TEC-FORCE派遣における派遣者調整等に関する取組

### 提示意見

- ✓ TEC-FORCE等の派遣にあたっては、引き続き、ロジ・広報を担当する班あるいは担当要員を適切に配置すること。

### 推奨事例

- TEC-FORCE派遣にあたり、原則、現地での災害支援活動等の記録・広報を専門とする災害記録班等を独立して派遣しており、効果的な広報活動を行っていた。  
(近畿地方整備局、九州地方整備局)



# 監察事項③:災害応急対策の実施体制に関する取組

## (3) 災害支援の広報に関する取組

### 提示意見

- ✓ 効果的な広報が行えるよう、「TEC-FORCE広報マニュアル」を有効に活用し、人材育成等を行うことが望ましい。



### 推奨事例

- 災害対応時の広報用写真の撮影手法等を職員に習得させるため、新聞記者等による、災害時を意識した伝わる写真の撮り方等に関する講習会を毎年開催していた。  
(北海道開発局、九州地方整備局、国土技術政策総合研究所)



- 平成29年7月九州北部豪雨の際に、災害の影響による観光風評被害が広がらないよう、ホームページにおいて、日本語及び外国語による情報提供を行っていた。  
(九州運輸局)



## (4) TEC-FORCEに関するノウハウの継承に関する取組

### 提示意見

- ✓ 今後とも、TEC-FORCEに関するノウハウを継承するため、活動報告会の実施や「TEC-FORCEノウハウ集」等の充実と一層の活用を図ることが望ましい。



### 推奨事例

- TEC-FORCEに関するノウハウを継承するため、TEC-FORCE隊員等の帰還後、活動報告会を実施していた。
- また、広報の観点から報道機関へ公開する形で実施し、記事として取り上げられ、TEC-FORCEの認知度の向上にも繋がっていた。  
(北海道開発局、北陸地方整備局、近畿地方整備局)



※この他、「TEC-FORCE派遣に伴う予算措置」と「地方整備局等と地方運輸局を含む関係機関における災害時の情報共有を図る仕組みの構築」について意見を提示している